総 行 情 第 47 号 平成 19 年 6 月 1 日

各都道府県個人情報保護対策担当部長 殿 各都道府県市区町村行政担当部長 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関する対応及び留意事項

外部委託に伴う個人情報の漏えいについては、先般、ファイル交換ソフト「Winny」を介して全住民の個人情報が漏えいするという大変遺憾な事案の発生を受けて、平成19年5月25日付け総行情第42号「外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底について」により、防止対策の徹底を各地方公共団体にお願いしたところであります。

これまで総務省においては、外部委託に関する条例及び運用上の取り扱いについて、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成 15 年 6 月 16 日付け、総行情第 91 号)及び「地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン」(平成 18 年 9 月版)により各地方公共団体に対し対応をお願いしてきたところですが、今回の事案を踏まえ、外部委託に伴う個人情報の漏えい防止対策として必要と考えられる対応及び留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、各地方公共団体におかれては、これらの資料を併せご参照頂き、個人情報保護条例や契約事項の見直し、受託業者に対する監督の強化等に取り組まれますようお願いします。

また、管内市区町村にも周知していただき、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いします。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局地域情報政策室

(担当:池田課長補佐、脇本係長、利根事務官)

TEL: 03-5253-5111 (内線 5525)

FAX: 03-5253-5529

E-mail: k. tone@soumu.go.jp

「地方公共団体における個人情報保護対策について」(総行情第 91 号平成 15 年 6 月 16日) における外部委託関係の記述	今回の情報漏えい事案を踏	
	地方公共団体における個人情報保護対策について」(総行情第 91 号平成 15 年 6 月	_

3 個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項

紙

4 外部委託に関する規制

地方公共団体が個人情報の取扱いを外部に委託しようとする場合には、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようあらかじめ適切な措置を講じておくことが必要である。従来、個人情報の外部への漏えい等に関する事案の多くが、委託先からのものであったことから、外部委託に関する規制を設けることは重要である。このため、個人情報保護条例に、個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務付ける等、委託先においても個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである。

また、受託者又は受託者であった者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の安全確保について当該地方公共団体と同様の義務を負い、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、受託事務従事者又は従事していた者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の保護について当該地方公共団体の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課す旨の規定を設けることが適当であ

9 割則

一般に、職員等の責務の履行の確保は、服務規律の確立、厳正な個人情報の取扱いの徹底等によることが基本となるものである。しかしながら、行政機関法においては、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、以下のような罰則を規定しているところである。

①行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰 金に処する (第53条)。

②行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する (第54条)。

③行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する (第55条)。

このような国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい

今回の情報漏えい事案を踏まえ、必要と考えられる対応及び留意事項

平成18年4月1日現在において、個人情報保護条例を制定している地方公共団体において、当該条例に外部委託時の規制に関する規定を設けている割合は次のとおりである。

・個人情報保護条例に受託業者等の責務規定(外部に情報の処理を委託する際、受託業者又は受託業務に従事する者に対し、個人情報の漏えい等の個人情報の保護に必要な措置を講ずる義務を課す規定)を設けている団体は、条例制定団体の 91.4%である。

・個人情報保護条例に契約等によるデータ保護の確保措置(地方公共団体が受託業者に対し、契約等により個人情報を保護するため必要な措置を講ずるよう義務づける規定)を設けている団体は、条例制定団体の 76.9%である。

個人情報保護条例に上記のいずれかの規定を定めている団体は、条例制定団体の97.3%である。

個人情報保護条例にこれらの規定を設けていない地方公共団体においては、早急に規定を設けることが望まれる。また、既に規定を設けている場合には、受託業者に対し、個人情報保護条例上の義務について十分に説明し、受託業務の従事者(再委託先を含む)に理解させるよう求める必要がある。

平成18年4月1日現在において、個人情報保護条例を制定している地方公共団体において、当該条例に受託業者等を対象とする罰則規定(受託業者又は受託業務に従事する者が守秘義務等の規定に違反した場合等に受託業者又は行為者若しくは代表者等に罰則を科する規定)を設けている割合は、59.0%にとどまっている。

-の 個人情報保護条例に受託業者等を対象とする罰則規定を設けていない地方公共団体においては、 1以 早急に関係機関と協議の上、条例に罰則を設けることを検討することが望まれる。また、既に罰則 を置いている場合には、受託業者に対し、個人情報保護条例上の罰則について十分に説明し、受託 -の 業務の従事者(再委託先を含む)に理解させるよう求める必要がある。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成 18 年 9 月版)における外部委託契約関係の記述	今回の情報漏えい事案を踏まえ必要と考えられる対応及び留意事項(注)以下は、対策を網羅したものではないことに留意願います。
えい等のリスクが増 のような事案を防止 るとともに、定期的 規定する。	外部委託に際して取るべき情報セキュリティ対策は、取り扱う情報の重要性とリスクの大きさを勘案して適切な水準のものとする必要があるが、依然として外部委託先からの情報漏えい事案が発生していることに鑑み、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、厳格な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。
なお、個別団体が単独で外部委託する場合だけでなく、共同アウトソーシングやASPサービス利用の 形態等により地方公共団体が共同で外部委託する場合にも対策を行う必要があることに留意する。 【例文】	
(1)外前会託先の選に基準 ①情報セキュリティ管理者は、外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリ ティ対策が確保されることを確認しなければならない。 ②情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取 得状況等を参考にして、事業者を選定しなければならない。【推奨事項】	
(2)契約項目 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定	
 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 	
・再委託に関する制限事項の遵行 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・市による事故時等の公表 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)	

(3)確認·措置等

部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保され また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じて最 ていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2)の契約に基づき措置しなければならない。 高情報統括責任者に報告しなければならない。 情報セキュリティ管理者は、外部

(解説)

外部委託先の選定基準 (1)

外部委託事業者を選定するに当たっては、情報セキュリティ上、重要な情報資産を取扱う可能性が あることから、技術的能力、信頼性等について考慮して、情報セキュリティ対策が確保されることを 確認する必要がある。

は、「公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン (平成15年3月総務省)」を参照されたい。 (注1)これらの選定方法について

また、外部委託事業者の選定に当たり、事業者の情報セキュリティ水準を評価する際には、国際規 格の認証取得状況等を参考にして決定することが望ましい。

(注2)現在の最新の規格である ISO/IEC27001 については、財団法人 日本情報処理開発協会のホ を参照されたい。 ムページ(ISMS 適合性評価制度)

(2) 契約項目

えい等の事案を防ぐため、各団体で実施する場合と同様の対策を 以下に示す項目につい 当該委託事業者に実施させるよう必要な要件を契約等に定める必要がある。 て、委託する業務の内容に応じて明確に要件を規定することが必要である。 外部委託事業者に起因する情報漏

情報セキュリティポリシ一及び情報セキュリティ実施手順の遵守

 Θ

外部委託先要員に対して、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順につい て、委託業務に関係する事項を遵守することを定める。

外部委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 \bigcirc

を定めておき、担当者の変更を常に把握できるようにする。また、作業場所を特定することによ 外部委託事業者の責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合の手続き り、情報資産の紛失等を防止する。

提供されるサービスレベルの保証 \odot テムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じて、 通信の速度及び安定性、シス

入札により外部委託先を選定する際に、一定の情報セキュリティ対策をとっていない事業者は、入札 また、総合評価落札方式や公募型プロポーザル方式による公募により 外部委託先を選定する場合には、情報セキュリティ対策について評価点を高くする方法もありえる。 参加を制限する方法もありえる。

関係する事項を十分に説明し、委託業務への従事者(例外的に再委託を承認している場合には、再委託 外部委託事業者には、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順のうち、委託業務に の制限、情報の無断持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、私用パソコンの使用禁止その 先の従事者を含む)に理解させるよう求めることが必要である。特に、情報漏えい防止のため、 也の措置について、確実に説明し、受託業務の従事者全員に理解させることが必要である。

また、個人情報保護条例、特に外部委託事業者及び従事者に課された義務、罰則についても十分説明 し、受託業務の従事者全員に理解させることが必要である。

者が外部に情報を持ち出すことを防止する措置(入退室管理、パソコンや外部記録装置の持込・持出の 個人情報の取扱いを外部委託する場合には、作業場所を庁舎内等指定する場所に特定し、業務の従事 禁止、例外的に情報の外部持ち出しを認める場合の承認手続き、私用パソコンの禁止等)を確認するこ とが必要である。

 (業長でよりテイに至する意識の面上を図るために、返業員に対し、の作業目に対する数質は、必要素等の対す者を型に対し登割的に行わることが必要に関する。 (業長にオリアイに至する意識の面上を図るために、返業員に対してから、2000年が12年のは、2000年が12年の日本のように対している。 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)		十一アンレベーを促訴させる	
の報告に対しまないでは、			
条件的報酬者相目の1.1、指導社をよりサンに対する対象の自身性なるがあた。複換的に対する対象がある。複数的に対する対象が表現を表現されているができる。 一つの発生中であるが、表示を指数を対しておく。 を発達されているができる。 事件がおります。 を発達されているができる。 を発達されているができる。 を発達されているができる。 を発達されているができる。 を発達されているが、これに対象には、 を発達されているが、これに対象には、 を発達されているが、これに対象には、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発達されているが、 を発表しているが、 を発表しているが、 を表するが、 をままするが、	4	従業員に対する教育の実施	
が発音でいまうに最近して並ん。 をおうながあった。 をおうながある。 できる事業のでは、のであるができ、 をおうないますが、ことがあるが、できる事業のでは、できる事業のできない。 をおうないますが、ことがあるが、できる事業のでは、できる。 をおうないますが、ことがあるが、できる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 株体上が、のできる。 は、または、ことが、できる。 は、または、ことが、できる。 は、または、ことが、できる。 は、または、ことが、できる。 は、または、というないできないできないできない。 は、または、というないできないできない。 または、というないできないできない。 または、 は、またが、というないできないできない。 または、 は、またが、というないできないできない。 または、 は、またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 は、またが、というないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできない。 またが、というないできないできないできない。 またが、というないできないできないできない。 またが、 はないできないできないできない。 またがのにまたが、 またが、 またが、 というないできない というないできない というないできない というないできない というない ことが、 ことが、 ことが、 ことが、 ことが、 ことが、 ことが、 ことが、		情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、	従業員に対する教育は、受託業務の従事者全員に対し定期的に行わせることが必要である。また、そ
が発生が存在ができた。 を発生が存在ができた。 を発生が発生が、 を発生が発生が、 を発生では、 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を発生を表する。 を表する。 を表する。 を表すを表する。 を表する。 を表するを表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表するを表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表するを表する。 を表する。 を表するを表する。 を表する。 を表するを表する。 をまる、 をまる。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、		ように規定しておく。	十分であるか、特に情報漏え である。また、必要に応じ、
			を来める。
本理会が発展が12年後の日前から旧民及の支流者が分かが多くの様々の発生。 本理会が基本性を作品の目的から旧及び支流者が分かが多くの様々の発生。 業務とかり自己の自己には、 業務とかり自己の自己には、 主動が、「有金元とは、 一動が、「有金元とは、 一動が、「有金元とは、 一動が、「有金元とは、 一動が、「有金元とは、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 一動が、「有金元との様子が、 をおきたい、 クイルを表が、 をおきたい 「一型の様子が、 をおきたい 「一型の様子が、 をおきたい 「一型の様子が、 をおきたい 「一型の様子が、 をおきたい 「一型の様子が、 をおきたい 「一型の様子が、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは			:、退職者から必要に応じ、
タ生変形が発展という。 参加工作の中央と構造の中級機構 業務中及の業務を終了した後も、情報の過去と必須工作のために、業務上かり得た総称を確認 ・ 「のはたいでの事業を制力を表して後の。 ・ 「のは、日本のとの主ないのでは、 ・ 一般的に、事業に「のは、 ・ 一般的に、事業に「のは、 ・ 一般的に、事業に「のは、 ・ 一般的に、事業に「のは、 ・ 一般的に、事業に「のは、 ・ 一般のは、事業に「のは、 ・ 一般のは、 ・ 一ののは、 ・ 一の	(C)	提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止	
多葉にする。 発展しておかったできた。 が発生するでは、 作業を行うであった。 「一部と「一部と「一部と「一部と、 一部と「一部と「一部と、 一部と「一部と「一部と、 一部と「一部と「一部と、 一部と「一部と、 一部と「一部と、 一部と「一部と、 一部に、 一部と、 一部によった。 一によった。 一になった。		外部委託事業者に提供した情報について、不正な利用を防止させるために、業務以外での利用	
業務上海り得た信仰の年業務務 業等中収入が表別を表了しては後も、情報の指えいを防止するために、業務上海の勢た影客を描う してはからない存化を表しては、 事会式に関する原理する。 事会式に関する原理する。 事会式に関する原理する。 事会式に関する原理を表しては、 事務が、 事務が、 事務が、 を対しては、 事務が、 を対しては、 を対してい、 を対してい、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが		を禁止する。	
業務年及び業務を終了した後も、情報の漏えいる的出土もために、業務上別り格た総名を語ら しておたなかい。 に対しておない。 「大きなが、特別が関連する。 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本義に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きので、 「本者に「大きい」、大きが、 「本者に「大きい」、大きが、 「本者に「大きい」、大きになった「情報管金を選ぶせるが果させるが多くり反復い」について 「本者に「大きい」、大きになった「情報管金を選ぶせるが果させるが多くり反復い」について 「本者に「大きい」、大きになった「情報管金を選ぶせるが果させるが多くり反復い」について 「本者に「大きい」、大きになった「情報管金を選ぶさせるが果さるが、 「本者に「大きい」、大きになった「情報管金を選ぶせるが果さるが、 「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、「本者に「大きい」、 「本者に「大きい」、 「本者を行う」ことの開催に、 「本者を行う」ことの開催に、 「本者を行う」ことが要求が、 「本者を行う」ことの開催に、 「本者を行う」ことの開催に、 「本者を行う」ことが、 「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者に「本者に「本者に「大きい」」「本者に「本者は「本者に「本者は「本者は「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う、「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を行う」」「本者を表す、「本者を行う」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「は、本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」」「本者を表す」」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を表す」「本者を	9		
してはならない旨を規定する。 再級形には即り金の番字 一種的に、再発力にも他の「再発音化のを発行を表す」との「一面であることを確認した上で計可し、ライ対策が十分にとられており、外部変形事業者による再発の要的内容において、ここに定め 事業形は無期が出する。例外的に再奏記を認める場合には、再発形を表すにおける確認した上で計可し、ライ対策が十分にとられており、外部変形事業者による再発のの体準であることを確認した上で計可し かけ、対策が十分表もれており、外部変形事業者と同等の水準であることを確認した上で計可し、ライ対策が十分にとられており、外部変形事業者による再変形の整理を 要形型機能をの定義の表しる。 を記案機能で自動に対している。 を記案機能で自動に対している。 の場所に関連する必要がある。表記様での複数いを明確にすることとは、事実になった情報質 を記案機能で用して、確認さるのでは開発をの選取、機業等 表記機能の定期機能の可能を使いる。 を記述機能では、無きをである。表記様での状態がを明確にすることにより、不要になった情報質 を記述機能で用していると表別を定める。 を記述機能では、無きを作うことを明確に対している。 を記述機能で関係を定しておくことが必要である。 を記述機能で関係を定しておくことが必要がある。 を記述機能で関係を定しておくことが必要である。 を記述機能で関係を定しておくことが必要である。 作による理能に関係を定しておくことが必要である。 作による理能に関係とないことについて、外部変形事業者に関係 のの関係を表しても、のの関係を定しておくことが必要である。 を記述をできるできるできるできる。 を記述をできるできるできるできるできるできる。 を記述をできるできるできるできるできるできるできまするできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる		業務中及び業務を終了した後も、情報の漏えいを防止するために、業務上知り得た秘密を漏ら	
再奏託に関する例表本項の遵守 一般の心に再発的で表現を引来する。 手動を指していることや外部を記する場合には、再奏記とが最後されるために、 中奏託は展り操止する。例外的に再奏託を認める場合には、再奏託先のとが最後されるために、 を対するまれてする。 を対するまれてある。 を対するまれてある。 を対するまれてある。 を対するまれてある。 を指揮器を可しておいている。 を対するまれていることや外部を記事業者により再奏託を認める場合には、再奏託先の事業者における計算を を指揮器を対しておい、外部委託事業をと同等の水準であることを確認した上で計可し、 を対するまれていることや外部を記事業者との再奏が必明確にすることにより、不要になった情報器 を指揮器件では、所要なの意義をも右が維集させるが準させるが等その意数いについて、 等記案務の言葉報告では、 等記表務の言葉報告の場合には、対象主とが必要である。 等記表務の言葉報告の場合には、対象主となの要で、当該を正す業者としていて、 を記述を見かる。 を記述を見いている。 を記述を見いている。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を対している。 を記述を表する。 を記述をまままるの。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述をまままるの。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述を表する。 を記述をまままるの。 を記述を表する。 を記述を記述を表する。 を記述を記述を表する。 を記述を記述を記述を表する。 を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を		してはならない旨を規定する。	
一般的に、再奏記した場合、再奏記化で場合、再奏記化のセキュリティレベルは下がることが認めされるために、 再奏記は同様による。例外的に再奏記した場合、再奏記化の生キュリティレベルは下がることが認めてために、 再奏記は関係による。例外的に再奏記したの表記がある場合には、再奏記化の変者における情報セキュ なければなるない。例外的に再奏記したの理算を回導の火体であることを認認した上で許可し 多記業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 奏記業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 奏記業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 奏記業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 最近の情報が出たしたのとし、検証を下げる。 の場合には、本規を行うことにより、不要になった情報資 を記載の定期相告及び第金申報告とか、表記解了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資 を記載の定期相告及び第金申報告を下げる。 を記載の定期相告及び第金申報告をい、表記業務の状況を確認するため、近接を記憶があることを認定とよって、 の場合には、職員の個人情報が設置される場合もあるため、数板いに注意する。 本語表析には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、数板いに注意する。 本語表析に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 数別責任も果たまでか、当該事故等の公表 を記載の公表を必要に応じ行うことにより、研奏記事業者が指揮。 有による。 本語表析に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 数別責任も果たまでか、当該事な等の公表を必要に応じ行うことについて、外部表記事業者が指揮を発きすることについても契約書等には、単数のとおん。 本語のよりティボリンーが遵守されなかった場合の規定(提書所確等) 外部表示事業者においての情報とキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(提書所確等) 外部表示事業者においての情報とキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(提書所確等) 本語のより、当該を記事業者が指導所の最を行うことを契約上的部しておる。 場合には、当該を記事業者が指導所の最を行うことを契約上的部しておる。 場合には、当該を記事業者が指導所の最を行うことを契約上的部としたある。 場合には、当該を記事業者が指導所の最を行うことを契約上的部としたある。 場合には、当該を記事業者が指導所の最を行うことを契約上的部としたある。 まとありえる。		再委託に関する制限事項の遵守	
再奏記は原則紫止する。例外的に再奏記を認める場合には、再奏記先の来着における情報をキュー内容が含まれていることや外部奏託事業者と同等の水類であることを確認した上で許可し なければならなれており、外部委託事業者と同等の水類であることを確認した上で許可し なければならなれており、外部委託事業者と同等の水類であることを確認した上で許可し を託業務務で再降に、不要になった情報を産金医盟をせるかの最後といるが表されると のから情報が再かった情報を産金医盟をせるかの表別を必要の数数いについて のからにより、不要になった情報を を記案務務で再降に、不要になった情報を を記案務務で再降に、不要になった情報を を記案務務で再からの表別を必要の確認するととにより、不要になった情報等 を記案務務で再降に、不要になった情報を を記案務務で再から、最適時の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 本格室を行うことを明確に別にしたよいの運用等の状況を確認するため、当該参託事業者と同様では、地方の共団体が重ながある。 市による事故等をのたます。 有による事故等をのたます。 本の表記業務に関し、信報セキュリティに関する事件・事体等が発生した場合、住民に対し適切な 表記業務に関し、信報セキュリティボリンーが遵守されなかった場合の規定(指導的機等) ないたおく。 情報にキュリティボリンーが適合すされなかった場合の規定(指導的機等) ないる表に表すによいても構造の表にはないの情報とキュリティボリンーが適合すされなかったとの表できされなかったため、被害を受けた は報告を表していても要的事件を表しておくことを認めの例記(相当的機等)。 本の表示に事業者がは音楽器を正より確認しておくことを認め、例ましておく。 は報告を表すがまずがはあるととを認め、例ましておく。 は報告を表すがまずがなといても非常額等にことも認め、例ましておく。 は報告を表すがまずがにあるとととの表がも可能しますが表による。 は報告を表すがまずが表にもまが表にもますが表にもまが表にもますが表にもはまずが表にもはますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますが表にもますがまでは、まずを表がままがまである。 まずを表にはますが表にもますがあるとのとともでは、まずを表がままがまである。 はなるとは、ますを表がまますがまである。 はなるとは、ますを表がまますがまである。 まずを表がまますがまであるとは、ますを表がまますがあるといてもますがまでもあるとは、ますを表していても要があるとは、ますを表がままがまである。 まずを表がまするとは、ますを表がまますがあるとは、ますを表がまますがあるといる。 まずを表がまするとは、ますとないますとないまするとは、ますを表がまますがまする。 まずを表がまするとは、ますとないまするといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		一般的に、再委託した場合、再委託先のセキュリティレベルは下がることが懸念されるために、	
リティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可し を託業務が手の情報資金の返還、廃業等 委託業務が手の情報資金の返還、廃業等 委託業務が手の情報資金の返還、廃業等 委託業務の定期報告及び緊急時報との手順を定め、委託業養の状況を適切かつ速やかに確認できるように 季託業務の定期報告及び緊急時報とから、差別終了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資 産が業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とすがある。 委託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とある。 季託業務の定期報告及び緊急時報とすがる。 季託業務の定期報との手順を定め、委託業業の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。 事情の上、電報セキュリティに関する事件・事故等が多い。 本による事故時等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者が確報調えい等の事故発生又は事故発生のおそれがあることを発見した類 毎日でおく。 「開発でキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(債害賠償等) 外的の正する計算を表したいての情報をキュリティボリシーが遵守されなかったため、被害を持つことについても契約書等により確認しておく。 「特殊者といるとについても契約書等に対しておくことを要見した報告を持つことを発見した。 第日をおうしていても契約書等により確認しておく。 第日をおうしていても契約書等により可能とした。 第日をおうにも 第日をおうにも 第日を表が、当該事務を指しまいての情報をよったがあることを発見した。 第日を表がことについても契約書等によりことを発見した。 第日をおうにも 「特殊表といることについても契約書等によりことを発見した。 第日をおうにも 第日を指数さい等の言とにある。 第日を表が、当該事業をはおいておる。 第日を表が、当該事業をはおいている。 第日を表が、当該事業者が指導を表が指導を表が出り記しておく。 第日のありまる。 第日を表が、当該事業を表が指導を表が指導を表がにある。 第日を表がは、当該を表がは単立とのである。 第日を表が、当該事業をとよりますが、ままを表がに対しておく。 第日を表が、当該事業に対してもとのがである。 第日を表が、当該事業を表が指導を表が出り回じておく。 第日を表がまる。 第日を表がまる。 第日を表が、当該事業を表が指導を表がはまますがといる。 第日を表がは、当該事業に対しており、 第日を表がまる。 第日を表がは、当該事業を表がは 第日を表がまる。 第日を表が		Ц	
本ければならない。 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 委託業務終了時に、不要になった情報資 委託業務が定期報告及び緊急時報告及で緊急時報告表すの表別を主もるか婚業させるか婚業させるか等その取扱いについて が開業的で期報告及び緊急時報告及で緊急時報告という。 委託業務の定期報告及び緊急時報告及び緊急時報告及の表記業務の状況を適切かつ進やかに確認できるように 定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ進やかに確認できるように 連絡網には、購員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 市による監査、検査 外部委託者業者が支配する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に語 所に表しておくことが必要である。 市による監査、検査 外部委託者素が方に関しておくことが必要である。 市による監査、検査 外部委託者素者に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が落生した場合、住民に対し適切な 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が落生した場合、住民に対し適切な 委託業者に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 委託業者に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が必定にし行うことについて、外部委託事業者が情報漏えい等の事故等生のある。 市による事業者が対しておくことが必要である。 有限をキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 新りておく。 精報セキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 特殊セキュリティボリシーが遵守されなかったもの、被害を受けた。 構像セキュリティボリシーが遵守されなかったものである。 情報セキュリティボリシーが遵守されなかったもの、被害を受けた。 構造には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 独名を受けた。 指数系に対しておくことを契約上明記しておく。			ティ対策が十分にとられており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認することが必要である。
委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 委託業務終了時に、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについて 頭雑に規定する必要がある。委託終了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資 産から情報が漏えいする可能性を下げる。 表記業務終了時に、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについて を前業務終了時の個人情報が調えいする可能性を下げる。 表記業務務に期報告及び緊急時報告の事順を定か、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。緊急時の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 市による監査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 有による事故時等の公表 本託業務の定期報告及び緊急時報との連絡予は、外部委託事業者に置 本による事故時等の公表 表記を行うことが必要である。 表記を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 高による事故時等の公表 表記を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 表記を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 高いてよる事故に等のが発生した場合、生民に対し適切な 表記を行うことについて、外部委託事業者と確 「報告させることについても契約書等により確認しておく。 の外的に再委託を表示を表記す、機等を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者を確 を記述を表示を示していても契約書等により確認しておく。 場合には、当該を託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 場合には、当該を託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 はもありえる。		なければならない。	
委託業務終了時に、不要になった情報資産を返還させるか露業させるか等その取扱いについて 弱権に規定する必要がある。委託終了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資 産から情報が漏えいする可能性を下げる。 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告表する。委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に選する。 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報をファナムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監 有による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が落生した場合、住民に対し適切な 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認しておく。 情報セキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 接急ありえる。	⊗	委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等	
明確に規定する必要がある。委託終了後の取扱いを明確にすることにより、不要になった情報資 業者に点検させ、返還、廃棄等が完了したことの報告を求める。 産から情報が漏えいする可能性を下げる。 季紅業務の定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告を対、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。 市による監査、検査 有による事故時等の公表 委託業務に関し、情報でキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 意い策を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報でキュリティがリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 将部委託事業者においての情報でキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報でキュリティボリシーが遵守されなかったとを拠ました。被害を受けた。 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。		委託業務終了時に、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについて	務終了時の情報資産の返還、
産から情報が漏えいする可能性を下げる。 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告の必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に整 査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確認するとについても契約書等により確認しておく。 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者といても契約書等により確認しておく。 精報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。			検させ、返還、
委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告義務 定期報告及び緊急時報告の事情を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 有による監査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確に報告させることについても契約書等により確認しておく。 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確に報告させることについても契約書等により確認しておく。 粉のでおる。 特報セキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったとめ、被害を受けた 場合には、当該委託事業者においての情報をキュリティポリシーが適つされなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者においての情報を行うことを契約上閉記しておく。 法もありえる。		産から情報が漏えいする可能性を下げる。	
定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監 を証実務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 透明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 に報告させることについても契約書等によいなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者に関し、情報はキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者に関し、当該会託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。	6	委託業務の定期報告及び緊急時報告義務	
することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。 連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監 者、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 表託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 表記業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者を確 認しておく。 情報はキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 情報法といての情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったとめ、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。		定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように	
連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。 市による監査、検査 外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監 本、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 該明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認しておく。 おりことについても契約書等に対いての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 株部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。		することが必要である。緊急時の職員への連絡先は、外部委託業者に通知しておく必要がある。	
市による監査、検査		連絡網には、職員の個人情報が記載される場合もあるため、取扱いに注意する。	
外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監 査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。 市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認しておく。 認しておく。 解れてキュリティボリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。	9	市による監査、検査	
査、検査を行うことを明確に規定しておくことが必要である。ることを定めておくことが必要である。市による事故時等の公表委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認しておく。受託事業者が情報漏えい等の事故発生又は事故発生のおそれがあることを認りておく。認しておく。おりでおり、 情報電子ュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、 法もありえる。			例外的に再委託を承認する場合には、地方公共団体が再委託先にも直接監査や検査を行うことができ
市による事故時等の公表 委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 認しておく。 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。			ことを定めておく
委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な 受託事業者が情報漏えい等の事故発生又は事故発生のおそれがあることを 説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 に報告させることについても契約書等により確認しておく。 認しておく。 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。		市による事故時等の公表	
説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じ行うことについて、外部委託事業者と確 に報告させることについても契約書等により確認しておく。 認しておく。 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。		委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対し適切な	受託事業者が情報漏えい等の事故発生又は事故発生のおそれがあることを発見した場合には、速やか
認しておく。 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 特部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。			せることについても契約書等により確認しておく
情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) 外部委託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、 場合には、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。 法もありえる。		慰しておく。	
託事業者においての情報セキュリティポリシーが遵守されなかったため、被害を受けた 、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。	(2)	情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)	
、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。		イポリツー	情報漏えい等が発生した場合にも損害額算定に困難が伴うことを踏まえ、予め違約金を定めておく方
		、当該委託事業者が損害賠償を行うことを契約上明記しておく。	もあり

確認の方法として、個人情報保護条例や契約の遵守等について定期的に報告を聴取するほか、必要に 例外的に再委託が行われている場合、委託先を通じて個人情報の保護が適切に行われているかについ て報告を求めるほか、必要に応じて、地方公共団体自らが検査の実施などの監督を行い、必要があれば 確認内容として契約事項の遵守状況の他、十分なセキュリティ対策がとられていることを確認する必 個人情報保護条例及び委託契約に違反して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、厳正な措 要がある。特に、再委託の制限、情報の無断持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、 確認の結果、必要があれば、改善要求等の措置をとる。改善要求を行った場合には、 を実施する。 パソコンの使用について、違反がないか確認することが必要である。 置(違約金・損害賠償請求・契約解除・入札参加資格の制限等) 際に取った措置について、報告徴収や検査を改めて実施する。 応じ立ち入り検査を実施する。 改善要求等の措置をとる。 定期的に確認し、必要に応じ、改善要求等の措置を取る必要がある。確認した内容は定期的に統括情 個人情報の漏えい等の重大な侵害行為が発見された場合には、速 指定管理者制度においては、条例により、地方公共団体と指定管理者との間で協定を締結することにな るが、その協定において、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されるよう必要な事項を定め キュリティポリシーの該当部分について、十分に説明しておくこ 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において十分なセキュリティ対策がなされているか、 やかに最高情報統括責任者に報告を行う。 (注3)外部委託事業者に対して、情報セ (注4)指定管理者制度に関する考慮事項 報セキュリティ責任者に報告する。 確認・措置等 とが必要である。 る必要がある。 (3)

私用

委託事業者が実